

意見書案第 9 号

大規模災害対応法制の抜本的な見直しを求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年9月22日

福岡市議会

議長 川上晋平様

提出者 福岡市議会議員

鬼塚昌宏

稲員稔夫

山口剛司

三角公仁隆

近藤里美

津田信太郎

古川清文

とみなが正博

熊谷敦子

田中丈太郎

大森一馬

今林ひであき

森あや子

倉元達朗

大規模災害対応法制の抜本的な見直しを求める意見書

世界有数の災害大国である我が国は、近年、東日本大震災、平成28年熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨など、甚大な被害をもたらした大規模災害が頻発しています。さらに、南海トラフ地震や首都直下地震等の広域にわたり、かつ、大都市部への甚大な被害が想定される巨大地震が発生するおそれが指摘されています。

こうした大規模災害に対しては、大都市としての総合力を持つ政令指定都市が、防災、応急救助、さらには復興・復旧まで切れ目なく一体的に対応していくことが必要です。

しかしながら、現行の災害対応法制では、通常の大災害時には政令指定都市が行使する避難所及び応急仮設住宅の供与を始めとする救助権限が、大規模災害時には道府県に移り、政令指定都市が持つ災害対応力を迅速かつ最大限に発揮できる仕組みとなっていません。

政令指定都市が災害救助等の事務・権限を自ら包括的に担い、その能力を十分に発揮できる自立的かつ機動的な体制を確立することが、来るべき大規模災害への備えとなることは論を待たず、現行の災害対応法制の見直しは急務であります。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、政令指定都市が持つ能力を十分に発揮できる制度を新たに構築すべく、災害救助法及び災害対策基本法に基づく大規模災害対応法制を抜本的に見直し、政令指定都市を災害救助の主体とする法改正を行われるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、
内閣府特命担当大臣（防災）宛て

議長 名